

2 杉並第 7 2 8 7 号
令和 2 年 5 月 1 日

体育関係団体 各位

杉並区区民生活部スポーツ振興課
課長 矢花伸二
(公印省略)

5月7日以降の区事業の当面の対応について

日頃から、区のスポーツ振興にご理解、ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、2月28日以降、各種のお知らせをしてまいりました。現在は、4月8日付け、2杉並第2778号「緊急事態宣言に伴う区事業の当面の対応について」により、スポーツ施設の利用中止、イベント等の中止または延期のご協力を頂いているところです。

国では、緊急事態宣言の5月7日以降の取扱いについて、現在のところ明らかにしていませんが、4月28日の杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、5月7日以降の当面の対応を下記のとおりとしますので、お知らせいたします。引き続きご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. スポーツ施設の対応

- ①スポーツ施設は屋内外問わず利用を中止します。
- ②施設の窓口も閉鎖し、受付業務は電話対応のみ行います(午前9時～午後5時)。
※さざんかねっとの更新手続きは電話で臨時対応をいたします。

2. イベント等について

区が主催・共催するスポーツ大会・スポーツイベント等の各種事業については、引き続き中止または延期とします。緊急事態宣言に伴い、区が後援する事業、その他体育関係団体が行うスポーツ事業についても、中止または延期をしていただきますようお願いいたします。

区が共催・後援する事業を中止または延期する場合は担当あてにご連絡ください。

3. 後援等事業の名義申請や報告手続きについて

後援等名義使用に関わる申請や報告について、スポーツ振興課窓口での受付を休止します。郵送、メールでの書類のやりとりや電話でのご相談は可能です。

<実施期間>

令和2年5月7日(木)から5月31日(日)まで
但し、今後の状況によっては短縮又は延長する場合があります。

(裏面に続く)

その他の区事業の対応については、区公式ホームページをご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、区内においても感染者が継続的に発生しており、体育関係団体の皆様におかれましても、感染拡大を防ぐため、厚生労働省等の公的機関による最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

〈担当〉

杉並区区民生活部 スポーツ振興課事業係

担当 齋藤・藤井・安達 Tel3312-2111 内線 1674

(受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分)

★★★杉並区のスポーツ関係者の皆様への5つのお願い★★★

★1★ 緊急事態宣言が解除されるまでStay Homeを（ウチで過ごそう）

★2★ ゼロ密が大切

★3★ 運動時はマスクをしよう

★4★ 運動時のソーシャルディスタンスは10m以上と考えよう

★5★ 声と文字でつながろう、人を責めずに行動で示そう